

再選考の場合の学長の任期について

平成27. 3.17学長裁定

平成28. 9.30一部改正

- 1 この取扱いは、国立大学法人群馬大学学長任期規程第2条第2項の規定に基づき、再選考の場合の学長の任期に関し必要な事項を定める。

- 2 国立大学法人群馬大学学長選考規程第8条の規定により再選考を行う場合で、学長の任期満了の1月前までに学長候補者の選考ができないときは、国立大学法人群馬大学学長任期規程第2条の規定中、「4年」を「2年」とする。

- 3 再選考により学長となった者の再任（再々任を含む。）による任期は、2年とする。